

入札参加資格審査申請の受け付け

時11月2日～12月12日（土・日曜日、祝日、一部指定日を除く）午前9時～午後4時30分
 場市役所50会議室 **内資格の有効期間**／2019年4月1日～2021年3月31日
申申請書類は10月1日（月）より市ホームページで取得可（契約検査課でも配布）。
問契約検査課 ☎525-3705

「ふくしまきれい」隊「隊員募集」

内この制度は、事前に登録したいた個人・団体が道路や公園などの公共空間の清掃を自主的に行う美化活動です。市ではその活動に対して次の支援を行っています。
①腕章・アダプトサインの貸与
②傷害保険の加入
③市ホームページなどでの活動紹介
 隊員は随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。
問環境課 ☎525-3742

働く女性や障がい者雇用を応援する企業を市が認証

内市内に本社・主たる事業所のある中小企業 **申**10月12日（金）までに必要書類と申請書（市ホームページで取得可）に必要事項を明記の上、持参または郵送で。※認証企業には、認証プレート！

認証マークを贈呈。認証マークは企業案内等に使用しますので、働きやすい職場をアピールできます。
問商業労政課 ☎525-3720

地域サロン活動支援事業補助金

内地域を拠点に、地域住民が主体的に仲間づくりや支え合いなどの活動を行う団体（地域サロン）に補助金を交付します。
対象団体／今年度中に2回以上地域サロン活動を行う10人以上の団体
補助メニュー／**①**サロン立ち上げの支援 **②**広域の住民を受け入れるサロンの支援・開催1回当たり5千円（初回開催は1万円）とし、上限は年額3万円 **③**会場使用料・家賃の支援・会場使用料は実費分を補助（上限月額2千円）、家賃は月額の2分の1を補助（上限1万5千円）
申請期限／12月3日（月）
 ※予算の都合上、申請を締め切る場合があります。ご了承ください。

申地域福祉課備え付けの申請書（市ホームページでもダウンロード可）を持参で
問地域福祉課 ☎525-3747



きるサービスです。
問市民課 ☎573-1020

2019年版県民手帳販売中

内県民手帳を1冊500円で、県勢要覧を1冊1500円で販売しています。ご希望の方は、市役所売店、情報政策課、各支所窓口でお求めください。
問情報政策課 ☎525-3771

小・中学校の「ふく」の減量化・資源化に向けた出前講座の開催校を募集

内ごみ処理に関する普及啓発の強化を図るため、市内の小・中学生を対象に出前講座を開催しています。平成31年3月29日（金）まで募集していますので、出前講座開催希望の小・中学校はご

公共施設の再編整備や中心市街地の将来ビジョンに関する市民懇談会を開催 無料

市では現在、中心市街地に立地する老朽化した公共施設の再編整備の方向性や、中心市街地の賑わい形成に向けた都市機能の配置などについて、官民合同の委員会を設置して検討しています。これらを踏まえた『青写真』を年内に決定するにあたり、市民の皆さんのご意見を参考にさせていただくため、「市民懇談会」を開催します。市長とともに福島市の将来のまちづくりを議論する貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。

日付	会場	定員	時間
11月3日（祝）	アオウゼ	100人程度	午後6時30分から1時間30分程度
11月6日（火）	北信支所	100人程度	
11月7日（水）	県青少年会館	60人程度	
11月9日（金）	吉井田支所	60人程度	

内市内にお住まいの方
申10月31日（火）までに市ホームページ申し込みメールフォームか電話で
問政策調整課 ☎525-3708

福島市 公共施設の再編整備 検索

暮らし



浄化槽の適正な維持管理を！

内①保守点検は保守点検業者へ／市の登録を受けた保守点検業者に委託して、浄化槽法で定められた回数以上の点検をしてください。
②定期的な清掃を／浄化槽に溜まった汚泥などを取り除いて清掃します。市の許可を受けた清掃業者に委託して、年に一回以上清掃してください。
③法定検査の受検／法定検査は、浄化槽の設置と維持管理が適切に行われていることを判定するもので、保守点検などとは別に毎年受検する必要があります。
検査の申し込み・問い合わせ／（公社）県浄化槽協会浄化槽検査委員会福島支所 ☎531-1766
問下水道総務課 ☎525-3768

合併処理浄化槽の設置費用を補助します

内自宅を新築・建て替える方、単独処理浄化槽や汲み取り便所から切り替える方
 ※補助制度には、他にも条件があります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
問下水道総務課 ☎525-3768

連絡ください。
問清掃管理課 ☎525-3744

宅配業者を装った不在通知メッセージに注意！

内宅配業者を装って荷物の不在通知をSMS（ショートメッセージサービス）で送り、個人情報や盗んだり、ウイルスを含んだ偽アプリをダウンロードさせる手口が発生しています。SMSは詐欺に利用されやすいため、安易に返信をしたりURLをクリックせ

ず、自身で事実関係を調べるか、消費生活センターなどに相談してから対応しましょう。
問消費生活センター ☎522-5999



プロジェクトへのさらなる参加を図るため、今年7月から市内39カ所に設置の小型家電回収ボックス41台を改装し、対象品目を拡充しました。皆さんのご協力のおかげで、多くの小型家電を回収できています。

【回収実績】

月	7月分	8月分
携帯電話類	42kg (360台)	17kg (171台)
パソコン	485kg (160台)	372kg (147台)
その他	649kg	368kg
合計	1,176kg	757kg

今後も、不用の小型家電がありましたら、市役所や支所などに設置している回収ボックスにお持ちください。引き続きプロジェクトへのご協力をお願いします。

※回収方法・対象品目、回収ボックス設置場所は、従来の使用済小型家電のリサイクルと変わりありません。詳しくはお問い合わせください。
問清掃管理課 ☎525-3744

「福島フルーツ盆地酒(ぼんちしゅ)特区」が認定！

本市は8月8日、構造改革特別区域法に基づいた特区に認定されました。これにより、酒税法に定める酒類製造免許の最低製造数量基準が緩和され、法律上の基準より少量でも果実酒やどぶろくなどの酒類製造免許が取得できるようになりました。今後、本市特産の果物や米を活用した特色ある産品創出を促進し、地域活性化につなげます。

新たに酒類を製造する場合、酒税法上の酒類製造免許の取得が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
 ※「福島フルーツ盆地酒(ぼんちしゅ)特区」…くだもの一大産地である福島盆地と、フルーツポンチを併せた名称。

問政策調整課 ☎529-5067